

平成28年9月8日
運輸審議会審理室

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画^{注1}（宇都宮駅東側LRT事業）の認定申請事案に関する答申について

運輸審議会^{注2}は、平成28年6月21日付けで国土交通大臣から諮問を受けた標記事案について、7月26日に宇都宮市で公聴会を開催するとともに、審議を重ねた結果、認定することが適当であるとの結論に達し、本日、答申しました。

当該申請については、今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

運輸審議会における審議の議事概要等や公聴会の関係資料等については、以下のURLで公表しています。

審議の議事概要等 http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

公聴会関係資料等 http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000214.html

事案の種類	申請者	事案の内容	運輸審議会答申
軌道運送高度化実施計画の認定	宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社	栃木県宇都宮市宮みらい1番地1ー栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢4622番地先 14.6キロメートル	認定することが適当である。

（注1）軌道運送高度化事業とは、LRT整備等の事業であって、地域公共交通活性化再生法に基づく事業の1つであり、実施計画はその事業の実施について定めた計画です。国土交通大臣から軌道運送高度化実施計画の認定を受けたときは、軌道法における軌道事業の上下分離制度の導入等の特例があります。

（注2）運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

運輸審議会審理室 調査官 川崎、課長補佐 木村、議事係 近藤
（代表）03-5253-8111（内線 53515）、（直通）03-5253-8810
（FAX）03-5253-1676

[軌道運送高度化実施計画の認定申請に関する問合せ先]

鉄道局幹線鉄道課 専門官 渡辺、輸送係 後藤
（代表）03-5253-8111（内線 40332）、（直通）03-5253-8532
（FAX）03-5253-1635